

日本学術会議法案に反対する会長談話

- 1 2025年（令和7年）5月13日、衆議院本会議において、政府が提出した日本学術会議法案（以下「法案」という。）が可決され、参議院で審議されることとなっている。法案は、政府から独立して職務を行う特別の機関として設立された日本学術会議を廃止し、特殊法人「日本学術会議」を新設するものである。しかし、その内容は、日本学術会議がナショナルアカデミーとして有すべきであり、憲法第23条が保障する学問の自由の由来する独立性・自律性を損なわせるおそれが大きいものであって、到底容認できない。
- 2 2020年（令和2年）10月1日、当時の菅義偉内閣総理大臣は、日本学術会議が推薦した会員候補者のうち6名の任命について、具体的理由を明らかにせずに拒否した。当会は、同年12月28日付「日本学術会議会員候補者6名の速やかな任命を求める声明」において、日本学術会議が推薦した会員候補者6名の任命拒否は、日本学術会議法（以下「現行法」という。）第7条第2項に違反し、日本学術会議の独立性を侵害する違法な行為であると抗議し、速やかな任命拒否の撤回及び会員候補者6名の任命を求めたところである。

しかし、政府は、日本学術会議による任命拒否理由の説明及び候補者6名の任命の要求に誠実に応えることなく、日本学術会議が、ナショナルアカデミーとしての独立性・自律性が失われる懸念を示しているにもかかわらず、その懸念に誠実に応えることなく、法案を閣議決定し、今国会に提出したものである。

- 3 日本学術会議は、法案の閣議決定後の総会においても、法案の内容は、ナショナルアカデミーが当然備えるべき5要件（①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性）を充足していない点に懸念を示している。

当会としても、以下のとおり、法案は、現行法と比べて、「わが国の科学者の内外に対する代表機関」（現行法第2条、法案第1条）かつ政府諮問機関（現行法第4条、法案第38条）である日本学術会議の独立性・自律性を損なわせるおそれが大きいものであり、これを看過することはできない。

- (1) 現行法においては、「日本学術会議は、独立して左の職務を行う。」（現行法第3条柱書）と職務の独立性が明記されているのに対して、法案においては、職務の独立性の文言が削られるのみならず、政府を含む外部からのガバナンスへの介入を許容するものとされており、現行法に比べて、④活

動面での政府からの独立が弱められている。

具体的には、法案には、会長が会員以外の者から委員を任命する運営助言委員会が設置され（法案第27条第3項）、一定の法人の活動、運営について意見を聴くことが義務付けられていること（法案第36条第3項）、内閣総理大臣が会員以外の者から委員を任命する日本学術会議評価委員会が内閣府に設置され（法案第51条）、日本学術会議は、法人の中期的な活動計画や業務の点検評価について、日本学術会議評価委員会の意見を聴くことが義務付けられていること（法案第42条第3項及び第51条第2項）、内閣総理大臣が会員以外の者から任命する監事（法案第23条第2項）が、具体的な範囲や内容が限定されることなく業務を監査し、必要があると認める時は、会長のみならず内閣総理大臣に意見を提出することができること（法案第19条第4項）及び内閣総理大臣が、会員等の「不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるとき」に、会議に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができること（法案第50条第1項）が定められている。

- (2) 現行法においては、「日本学術会議は、規則で定めるところにより、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。」（現行法第17条）とされているのに対して、法案においては、日本学術会議の会員候補者の選定に現行法にはなかった多くの制約が課されているのみならず、会員選考課程においても外部からの介入を許容するものとされており、現行法に比べて、⑤会員選考における自主性・独立性が弱められている。

具体的には、法案には、「会員候補者選定委員会は、会員、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講じなければならない。」こと（法案第30条第2項）、「行政、産業界等との連携による活動…の実績のある科学者が含まれるようにすること。」（法案第30条第4項第3号）が定められている。また、会員候補者の選定過程においては、会員を含まない外部の有識者からなる選定助言委員会（法案第26条）が、会員の選定方針の案の作成に関し意見を述べること（法案第26条及び第31条）が定められている。

- (3) 現行法においては、「日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする。」（現行法第1条第3項）とされているのに対して、法案においては、「政府は、予算の範囲内において、会議に対し、その業務の財源に充てるため、

必要と認める金額を補助することができる。」とされており（法案第48条第1項）、現行法に比べて、③国家財政支出による安定した財政基盤が弱められていると共に、政府の恣意的な財政的介入を許容するものされている。

- 4 法案は、現行法に比べて日本学術会議の独立性・自律性を損なわせるおそれ大きいものであり、法案に強く反対する。

2025年（令和7年）5月19日

長崎県弁護士会
会長 岡田 雄一郎